

「入間市介護保険条例」改正の要旨

1 経緯

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込み等に基づき基準額を設定することとされています。

令和2年5月8日付け入高発第31号「入間市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について」を入間市高齢者福祉審議会に諮問したところ、第8期介護保険事業計画期間中（令和3年度～令和5年度）の第1号被保険者保険料基準額について「令和3年度～5年度の第1号被保険者保険料基準額については、現行の基準額を維持し4,940円（月額）とされたい。」と中間答申がされました。

また、平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除について、控除額を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。これに伴い令和2年12月に介護保険法施行令の一部改正が行われ、合計所得金額の取扱いについて、給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある者は、当該所得金額から10万円を控除することとなりました。

なお、入間市の介護保険料は、所得や課税状況に応じて12段階に分けて定めています。

2 条例改正の概要

- (1) 第2条で定める期間について「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改正する。
- (2) 合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合に、合計所得金額から10万円を控除する旨の特例を附則に加え、保険料段階の算定に不利益が生じないようにする。

3 関係法令

介護保険法（平成9年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）